

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は迅速な意思決定と情報の共有化による効率的な経営活動を行うとともに、法令を遵守し企業倫理を高めることを重要な課題として、コーポレート・ガバナンスに関する体制を整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴与ホールディングス株式会社	1,832,260	28.49
鈴木 恵子	645,870	10.04
有限会社ティ・エム・ケイ	617,600	9.60
鈴木 美代	340,500	5.29
株式会社静岡銀行	311,500	4.84
株式会社清水銀行	309,290	4.81
清水食品株式会社	204,000	3.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	197,200	3.07
鈴与自動車運送株式会社	104,000	1.62
静甲従業員持株会	103,800	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
山田博久	公認会計士												△

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田博久	○	当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。 独立役員に指定しております。	公認会計士及び税理士として専門知識と豊富な経験を有しており、社外の独立した立場から、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主の保護のため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、必要に応じ会計監査人と適宜情報の交換を行うほか、監査に関する打合せや、会計監査人による監査報告会に参加するなどして、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林和仁	他の会社の出身者										△			
戸塚伸久	税理士													○
大津善敬	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林和仁		当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	金融機関における役員の経験を活かした専門的な見地からの助言を行っていただくとともに、社外の独立した立場からの監視により、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外監査役として選任しております。
戸塚伸久	○	当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。独立役員に指定しております。	税理士としての専門的な見地からの助言を行っていただくとともに、社外の独立した立場からの監視により、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外監査役として選任しております。また、独立役員要件を満たしており、一般株主の保護のため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
大津善敬		当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	金融機関における役員の経験を活かした専門的な見地からの助言を行っていただくとともに、社外の独立した立場からの監視により、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に向けた取締役の職務執行については、役員報酬および退職慰労金の現行制度で十分実効性が確保されていると認識しており、別途特別なインセンティブの付与は行っていません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

直前事業年度である平成30年3月期における取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役9名に対して102,270千円、監査役4名に対して22,840千円(うち社外役員4名に対して11,560千円)であります。なお、報酬等の額には、平成30年3月期に係る役員退職慰労金の支払いに対する引当金繰入額(取締役9名に対し9,000千円、監査役4名に対し1,750千円(うち社外役員4名に対し1,000千円))が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役(監査役会)からその職務の補助を求められた場合には、経営企画課員及び監査室員がそれに対応することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

相談役・顧問等の制度はありますが、現在、元代表取締役社長等である相談役・顧問等はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 意思決定及び業務執行に係る事項

取締役会は、原則として取締役及び監査役全員出席のもと月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、意思決定の迅速化を図るとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、常勤取締役により構成される経営会議を毎月1回以上開催し、重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て取締役会において決定しております。

2. 監査の状況

(1) 監査役監査の状況

監査役は、常勤監査役を中心として、期初に定めた監査の方針及び職務の分担等に基づき、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、取締役等から業務執行の状況や営業の状況について報告を受けて必要な意見を述べるほか、決裁書類の閲覧や本社及び重要な事業所への往査などにより、監査を実施しております。監査役会は、取締役会に先立って原則月1回開催されておりますが、必要に応じて随時開催して監査役相互の情報交換等を行い、経営監視機能の強化に努めております。

(2) 会計監査の状況

直前事業年度である平成30年3月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は杉原賢一氏及び鈴木潤氏であり、芙蓉監査法人に所属しております。また、両氏に加え、公認会計士5名が監査補助者として会計監査に従事いたしました。会計監査人は、監査契約締結後に年間の監査計画を策定し、それに基づき期中監査、期末監査及び拠点往査、たな卸立会い等を実施し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。なお、当社と同監査法人及び業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

3. 報酬決定に係る事項

取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内でそれぞれに支給しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役は、独立的な立場から客観的かつ公正に当社の経営を監督し、経営における透明性の向上や経営監視機能の強化を図っております。

社外監査役を含む監査役は原則として全員が月1回開催される取締役会に出席しており、取締役会による意思決定に対して、法令の遵守に限らず、その妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、常勤監査役が経営会議等の重要な社内会議に出席して取締役の業務執行等の監視を行い、監査役会において監査役相互の情報共有を図るほか、監査役監査・内部監査・会計監査人監査のそれぞれの立場からの監査とそれらの相互連携により、経営監視機能の充実に努めております。

以上のとおり、当社は監査役会設置会社として、取締役会及び監査役会により適切なガバナンス体制が構築されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のIRに関する資料については、ホームページ(http://www.seiko-co.com)に決算説明資料、決算短信、株主通信、その他の公表資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動に関しては、専務取締役が責任者となり、経営企画課がIR活動に関する業務を所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「社会に貢献する」ということを経営理念のひとつとして掲げるとともに、経営理念にそって当社の使命・価値観・行動規範を明示した静甲WAYを制定しており、それらの中で当社がステークホルダーの皆様に対して果たすべき役割について基本的な考え方を規定しております。なお、経営理念及び静甲WAYは当社ホームページでご覧いただけます。	

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、「経営理念」及び「静甲WAY」を定める。また、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応じて各部署にて、規則・ガイドラインの策定、教育の実施を行う。
 - (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに取締役社長及び監査役に報告し、遅滞なく取締役会及び経営会議において報告する。
 - (3) 監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、取締役の職務執行を監視する。また、当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - (4) 監査室は、内部監査を通して各部署におけるコンプライアンスの状況を確認する。
 - (5) 内部通報制度を整備し、通報者が不利益な扱いを受けないようにするとともに、不正行為等の早期発見と是正に努める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規則、経営会議規則、稟議規則、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会、経営会議及び内部統制委員会において経営全般のリスク管理を行い、各部門での所管業務に付随するリスク管理は部門長が行うものとする。取締役及び部門長は、重大な損失の発生を認識もしくは予見した時には、すみやかに取締役会に報告するものとする。
 - (2) 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び事業計画等の重要事項については事前に取締役社長及び常勤取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定を行う。
 - (2) 事業部門及び管理部門に対する監督機能強化のため、必要に応じて取締役の担当職務を定める。
 - (3) 部門長は、事業推進会議で事業計画に基づいた事業推進の状況を報告し、取締役社長及び常勤取締役はそれに基づき業務執行に関する指揮監督を行う。
 - (4) 経営の組織的・効率的推進を目的として、職務権限規則及び組織管理規則を制定し、業務執行に関する権限と責任を明確に定める。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、相互に密接な連携をとりながら「経営理念」及び「静甲WAY」を共有し、各社の独立性を尊重しつつ、それぞれの事業特性に応じたコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
 - (2) 当社の役員及び従業員が子会社の取締役又は監査役に就任することにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
 - (3) グループ会社の業務執行に関する効率性の確保及び指揮監督のため、関係会社事業計画ヒアリングにより事業計画の審査を行うとともに、グループ会社には月次経営実績の報告を義務付け、四半期毎にレビューを行う。また、グループ会社管理規則を定め、重要事項の報告及び決定に際しての事前協議をグループ会社に義務付ける。
 - (4) 内部統制委員会において、グループ全体のコンプライアンス及びリスクに関する情報共有及び管理を行う。
 - (5) 当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役に対して経営の概況を報告するよう求め、必要な場合には調査を行う。また、当社監査室は定期的にグループ会社の内部監査を行う。
 - (6) 財務報告の適正性確保のため、当社及びグループ会社の取締役は、全ての従業員に対し、あらゆる機会を通じて信頼性のある財務報告の重要性を説き、その作成過程で虚偽記載及び誤謬等を生じさせない体制を確保する。また、経理規則を始めとする社内諸規則を整備し、適切な役割分担を定め職務を明確にし、それを定期的に確認することで統制活動の継続性を図る。
- 監査役を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からその職務の補助を求められた場合には、監査室員がそれに対応する。監査役は監査室員の人事異動及び懲戒処分について、事前に報告を受け、必要な場合は意見を述べることができる。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要な会議に出席して随時報告を求めることができる。また、重要な議事録及び稟議書等の閲覧を行うことができる。
 - (2) 当社の取締役及び従業員は次の事項を監査役に報告する。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ・当社及びグループ会社の内部監査の結果
 - ・グループ会社に関する月次経営実績報告等の重要事項
 - ・その他重要な法令違反及びコンプライアンスに関する事実
 - (3) 当社の内部通報制度において監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないよう、内部通報規程により報告者の保護を規定する。
- その他監査役を補助すべき使用人に関する体制
 - (1) 当社及びグループ会社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する報告及び資料の提出を求められたときには迅速に対応しなければならない。
 - (2) 監査役がその職務の遂行について生じる費用の支出を求めたときには、監査役の職務遂行に必要なであると認められる場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とし、不当要求に対しては組織全体として断固として拒否する。
- 反社会的勢力排除に向けた整備状況
警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を取りながら、反社会的勢力排除のための体制を整える。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、経営企画課が情報開示担当部署として会社情報の収集・管理を行うとともに、東京証券取引所が定める適時開示規則に従い適時開示の要否の確認を行い、開示が必要な場合は専務取締役（情報取扱責任者）が責任者となり迅速な開示に努めております。

1. 決定事実に関する情報

当社の意思決定については、経営会議において審議を行った上で、原則として毎月1回開催される取締役会においてこれを決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な決定を図っております。これら会議の事務局は経営企画課が行っており、議案に重要な決定事実が含まれている場合には、事前に専務取締役に報告を行い、取締役会での決議後、迅速な開示に努めております。

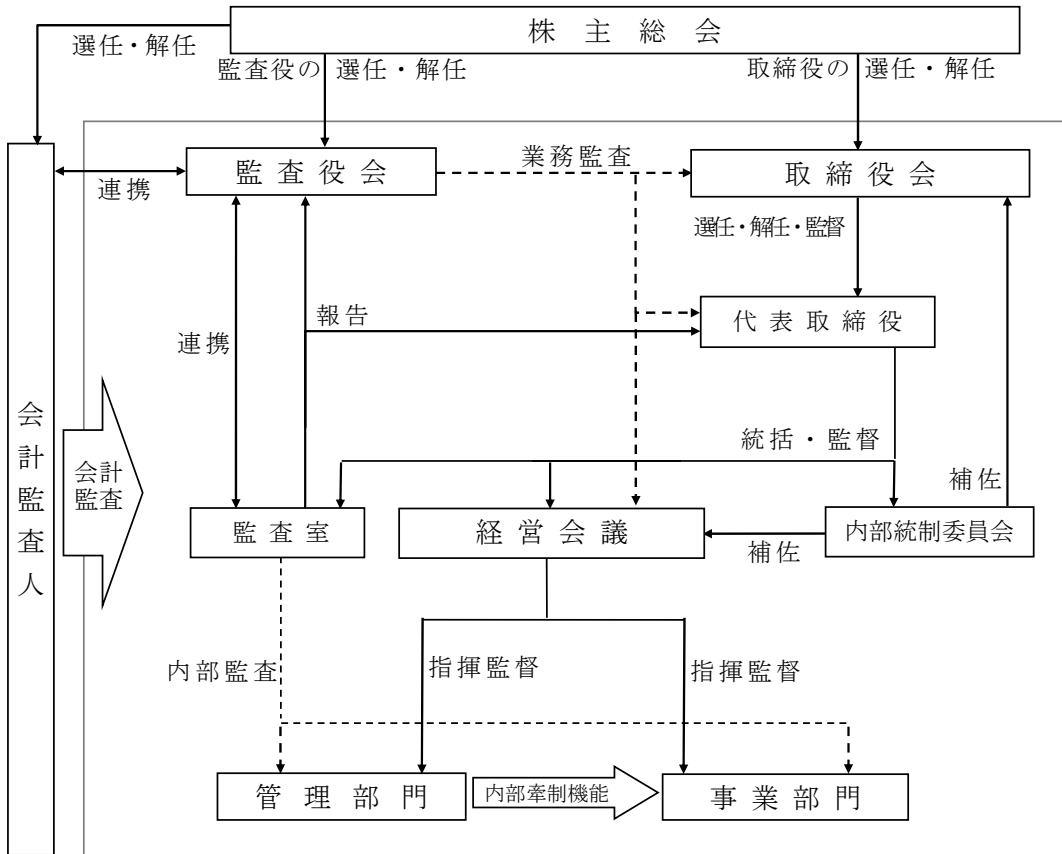
2. 発生事実に関する情報

重要な稟議書、報告書等の社内文書は必ず経営企画課を経由して経営トップに回付されるため、社内において重要な事象が発生した場合には、経営企画課に情報が集約される体制になっております。経営企画課は重要な発生事実を認識した場合、専務取締役に報告を行い、原則として取締役会での承認後に開示を行っております。しかしながら、緊急の場合は代表取締役である取締役社長及び専務取締役の承認により、経営企画課は迅速な開示を行い、事後に取締役会に報告しております。

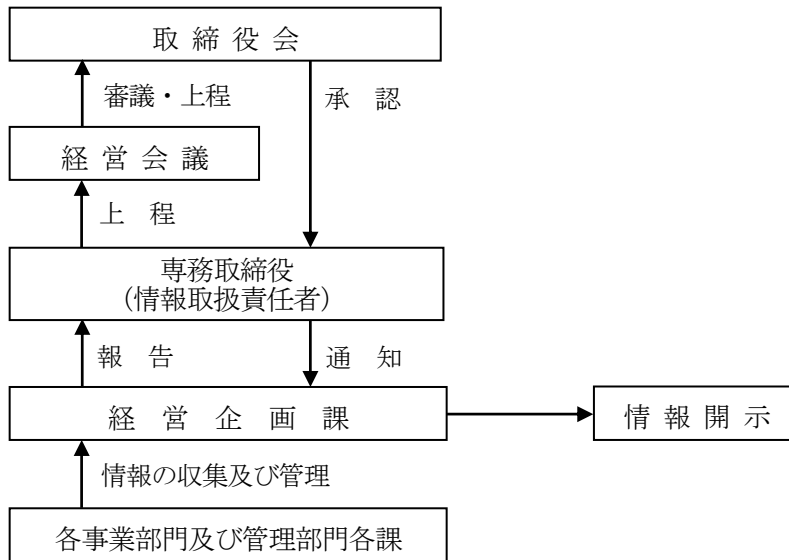
3. 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、経理課において作成した決算に係る数値を経営会議で承認し、経営企画課が速やかに開示するよう努めております。

【 参考資料：内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図 】



【 参考資料：適時開示体制の概要の模式図 】



※ 決算に関する情報については経営会議で承認して開示。（その後、取締役会に報告）